

記載例(3) 被けん引自動車（後2軸のトレーラ）

【空車状態に運転者1名が乗車したトラクタと空車状態のトレーラとを連結した状態】

[検査機器等による検査]

制 動 力				
前	前前軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
	左			%
		kg	kg	
軸	前後軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
	左			%
		kg	kg	
後	後前軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑨
		440kg	1320kg	0kg
	左 ②		⑦	⑩
		440kg	66.6%	0%
軸	後後軸	右 ③	軸重 B	左右差 ⑪
		610kg	1490kg	10kg
	左 ④		⑧	⑫
		620kg	82.5%	0.7%
計		車両重量 C		
		kg		%
手動	⑤			⑬
	1240kg	3540kg		35.0%
走行テスト等の方法と結果	<small>車軸上昇時</small> 後後軸 右 710kg 軸重 2390kg 左右差 20kg 左 690kg 58.5% 0.9% 手動 1290kg 36.4% 分離 880kg 24.8% 後前軸全車輪ロック 後後軸全車輪ロック			

- ①～⑥はテストの測定値を記載する。
- ⑦～⑭は計算値を記載する。（計算例参照）  
制動力は各軸毎（⑦・⑧）に判定する。
- A～Cは自動車検査証に記載された軸重を記載する。
- 保安基準の細目を定める告示第172条第4項の制動装置の制動力（分離ブレーキ）は、指定整備記録簿の余白部（又は裏面）に下表を載せ（ゴム印可）数値等を記載する。

保安基準の細目を定める告示第172条第4項の制動装置	制動力	kg	%
----------------------------	-----	----	---

- \_\_\_は、各軸毎（⑦・⑧）に制動力の和が50%以上ある場合の記載は不要である。
- 車軸昇降装置付の車両にあっては走行テスト等の方法と結果欄に「車軸上昇時」又は「車軸降下時」と記載し、その状態での測定結果等を記載する。
- 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が40%以上であることを適用した場合、制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計	kg	車両重量 C	湿 (W) %
手動	1240kg <sup>⑤</sup>	3540kg	35.0% <sup>⑬</sup>

保安基準の細目を定める告示第172条第4項の制動装置	制動力	⑥ 880kg	⑭ 24.8%
----------------------------	-----	---------	---------

計算例（判定例）

		計	算	式	基準値
駐車制動力の総和 ⑬		(1240)	(3540)	手動制動力⑤÷車両重量C × 100 = 35.02%	≥ 20%
後輪制動力	後前軸⑦	(880)	(1320)	後前軸制動力の和①②÷後前軸重A × 100 = 66.66%	≥ 50%
	後後軸⑧	(1230)	(1490)	後後軸制動力の和③④÷後後軸重B × 100 = 82.55%	≥ 50%
制動力左右の差	後前軸⑩	(0)	(1320)	後前軸重の左右差⑨÷後前軸重A × 100 = 0%	≤ 8%
	後後軸⑫	(10)	(1490)	後後軸重の左右差⑪÷後後軸重B × 100 = 0.67%	≤ 8%
分離ブレーキ ⑭		(880)	(3540)	分離ブレーキ制動力の和⑥÷車両重量C × 100 = 24.85%	≥ 20%

(注) 駐車制動力の総和  
後輪制動力の和  
制動力左右の差

・ 小数点第2位の数を切り捨て、小数点第1位まで記載する。  
・ 小数点第2位の数を切り上げ、小数点第1位まで記載する。

記載例(4) 被けん引自動車（フルトレーラ）

【空車状態に運転者1名が乗車したトラクタと空車状態のフルトレーラとを連結した状態】

〔検査機器等による検査〕

制 動 力				
前	前前軸	右 ①	軸重 A	左右差 ⑧
		440 kg	1320 kg	0 kg
前	前後軸	左 ②	⑥	⑨
		440 kg	66.6%	0%
後	後前軸	右	軸重	左右差
		kg	kg	kg
後	後後軸	左	kg	%
		kg	kg	%
計	手動	右 ③	軸重 B	左右差 ⑩
		610 kg	1490 kg	10 kg
計	手動	左 ④	⑦	⑪
		620 kg	82.5%	0.7%
計		kg	車両重量 C	%
手動		⑤	⑫	
手動		1240 kg	3540 kg	35.0%
走行テスト等の方法と結果		前軸全車輪ロック 後軸全車輪ロック		

- ①～⑤はテストの測定値を記載する。
  - ⑥～⑬は計算値を記載する。（計算例参照）  
制動力は各軸毎（⑥・⑦）に判定する。
  - A～Cは自動車検査証に記載された軸重を記載する。
  - 保安基準の細目を定める告示第172条第4項の制動装置の制動力（分離ブレーキ）は、指定整備記録簿の余白部（又は裏面）に下表を載せ（ゴム印可）数値等を記載する。
- |                            |     |    |   |
|----------------------------|-----|----|---|
| 保安基準の細目を定める告示第172条第4項の制動装置 | 制動力 | kg | % |
|----------------------------|-----|----|---|
- \_\_\_は、各軸毎（⑥・⑦）に制動力の和が50%以上ある場合の記載は不要である。
  - 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が40%以上であることを適用した場合制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」（又は「W」）と記載する。

計	kg	車両重量 C	湿 (W) %
手動	1240kg ⑤	3540kg	35.0% ⑬

保安基準の細目を定める告示第172条第4項の制動装置	制動力	⑥ 880 kg	⑬ 24.8%
----------------------------	-----	----------	---------

計算例（判定例）

計		算		式		基準値
駐車制動力の総和 ⑫		(1240)	(3540)	手動制動力⑤ ÷ 車両重量 C × 100 = 35.0%		≥ 20%
制動力の和	前軸 ⑥	(880)	(1320)	前軸制動力の和①② ÷ 前軸重 A × 100 = 66.6%		≥ 50%
	後軸 ⑦	(1230)	(1490)	後軸制動力の和③④ ÷ 後軸重 B × 100 = 82.5%		≥ 50%
制動力左右の差	前軸 ⑨	(0)	(1320)	前軸重の左右差⑧ ÷ 前軸重 A × 100 = 0%		≤ 8%
	後軸 ⑪	(10)	(1490)	後軸重の左右差⑩ ÷ 後軸重 B × 100 = 0.7%		≤ 8%
分離ブレーキ ⑬		(880)	(3540)	分離ブレーキ制動力の和⑥ ÷ 車両重量 C × 100 = 24.8%		≥ 20%

(注) 駐車制動力の総和  
後輪制動力の和  
制動力左右の差 } 小数点第2位の数値を切り捨て、小数点第1位まで記載する。  
・ 小数点第2位の数値を切り上げ、小数点第1位まで記載する。

記載例(5) 被けん引自動車（ボートトレーラー）車両総重量750kg以下でけん引自動車の車両重量の1/2以下で主制動装置を省略しているトレーラー

【空車状態に運転者1名が乗車したトラクタと空車状態のトレーラとを連結した状態】

〔検査機器等による検査〕

制 動 力				
前	前 前軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
軸	後 後軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
後	前 前軸	右	軸重	左右差
		kg		kg
軸	後 後軸	右	軸重 A	左右差
		kg	210 kg	kg
計	手動	左		%
		kg	%	%
計		kg	車両重量B	%
手動		①		②
		60 kg	220 kg	27.2%
走行テスト等の方法と結果				

- ①はテストの測定値を記載する。
- ②は計算値を記載する。（計算例参照）
- A, B自動車検査証に記載された軸重を記載する。

計算例（判定例）

計 算 式		基準値
駐車制動力の総和 ②	$\frac{(60)}{(220)} \times 100 = 27.27\%$	$\geq 20\%$

(注) 駐車制動力の総和 ・ ・ 小数点第2位の数値を切り捨て、小数点第1位まで記載する。